

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項の規定により、京都都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成28年5月23日

京都市長 門川 大作

1 都市計画図書の名称

京都都市計画区域区分の変更（京都府決定）計画書

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)